

## 千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則の概要

### 1 改正理由

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）の一部改正により、最高速度や車体の大きさが一定の基準に該当する電動キックボード等が「特定小型原動機付自転車」と定義され、その交通方法等が規定されたことに伴い、千葉県道路交通法施行細則（昭和35年公安委員会規則第12号。以下「施行細則」という。）について所要の改正を行うもの。

### 2 改定内容

- (1) 法の改正に伴い、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）が一部改正され、自転車を対象とする道路標識については原則として特定小型原動機付自転車を対象に含めるよう標識の種類と表示する意味が改められたことから、これに伴う規定整備を行う。
- (2) 施行細則第8条第2号は、故障その他の理由により牽引されることがやむを得ない原動機付自転車（以下「故障車」という。）1台を原動機付自転車で牽引する場合の条件を定めているところ、故障車に乗車する者については、牽引する原動機付自転車の運転に合わせて故障車のハンドルを操作させる必要があるため、故障車に係る運転免許を受けた者でなければならないとしている。

法の改正により、原動機付自転車が一般原動機付自転車と特定小型原動機付自転車に分類されるとともに、特定小型原動機付自転車については運転免許が不要となることを受けて、故障その他の理由により牽引される原動機付自転車を一般原動機付自転車に限定する旨の改正を行う。

### 3 施行予定日

令和5年7月1日（法の改正と同日）